

生活衛生課

〈生活衛生課〉

1	事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減について	3
2	新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの周知徹底について	4
3	違法民泊対策の取組について	5
4	男女の混浴制限年齢の目安の見直しについて	7
5	旧姓・通称名の併記及び押印廃止について	8
6	出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について	9
7	クリーニング師研修等の受講の促進について	10
8	生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について	11
9	生活衛生同業組合活動推進月間の推進について	12
10	標準営業約款の変更認可等について	13
11	生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について	14
12	災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告の協力について	15
13	建築物衛生について	16
14	火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務の円滑な執行について	20
15	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインについて	21

1 事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減について

従前の経緯

- 「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる」とされたことを踏まえ、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）を改正し、事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減を行い、手続の簡素化を図ったところ。

都道府県等に対する要請

- 上記省令改正の施行状況調査を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

2 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの周知徹底について

従前の経緯

- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされた。
- 本提言を踏まえ、以下のとおり、生活衛生行政関係業種において、新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインが作成されている。

新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況		
業種	作成団体	公表日
宿泊施設	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	5月14日
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会	5月14日
外食業	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会 (全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国麺類生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会)	5月14日
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	5月29日
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	5月29日
クリーニング所	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	5月29日
浴場業（公衆浴場）	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	5月29日
ビルメンテナンス業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	5月29日
演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	5月29日
オーセンティックバー	一般財団法人カクテル文化振興会 一般社団法人日本バーテンダー協会 一般社団法人日本ホテルバーメンス協会	6月2日
氷雪販売業	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	6月12日
食肉販売業	全国食肉生活衛生同業組合連合会	6月12日
食鳥肉販売業	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	6月12日
社交飲食業	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	6月13日
ライブハウス	一般社団法人ライブハウスコミッション NPO法人日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	6月13日
ダストコントロール業	一般社団法人日本ダストコントロール協会	6月29日
ライブレストラン	日本ライブレストラン協会	10月14日

- 厚生労働省においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）」（令和2年7月15日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）等により関係団体宛、ガイドラインの周知徹底や遵守を依頼しているところ。

都道府県等に対する要請

- 都道府県等においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当該ガイドラインの周知徹底や遵守を管内の関係事業者に対して依頼していただきたい。

3 違法民泊対策の取組について

従前の経緯

- 住宅宿泊事業法・改正旅館業法施行前（平成30年3月末）と比べ、旅館業法違反のおそれがあると自治体が把握している事案は、大幅に減少しているものの、依然として一定数存在。
- 旅館業法違反のおそれがあると把握している事案については、令和2年3月末時点で1,624件との報告を受けており、大幅に減少しているものの依然として違法民泊対策は喫緊の課題である。

違法民泊対策について

民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数：**19,768件**（令和2年12月7日時点）／簡易宿所数：**35,452件**（平成31年3月31日時点）
／特区民泊認定数：**3,482施設10,521居室**（令和2年12月4日時点）
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和2年3月末時点で**1,624件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件よりは4分の1以下に**大幅減少**しているものの、依然として違法民泊対策は喫緊の課題。
- 令和2年9月末時点の住宅宿泊仲介業者等99社の取扱件数の合計は**118,099件**で、前回（令和2年3月末）調査から11,347件減少。



法施行後の主な取組

（地方自治体への対応）

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出（平成30年10月15日発出、平成31年4月17日、令和元年7月26日、令和2年10月12日に一部修正）。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳（16カ国語）も作成し**、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集し**、厚生労働省HPで紹介。
※京都市：無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。
⇒違法民泊疑い事案数は、**1,339件（平成30年3月末時点）→4件（令和2年3月末時点）と大幅減**。
※大阪市：大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム（警察官OB30名等）を結成。
⇒違法民泊疑い事案数は、**3,277件（平成30年3月末時点）→24件（令和2年3月末時点）と大幅減**。

（関係省庁間の連携）

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的に開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。平成30年11月12日に第2回、平成31年3月18日に第3回、令和元年7月17日に第4回、令和2年12月18日に第5回を開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載し**、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- **住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を、一括で管理するデータベースを構築**。仲介業者が仲介サイト掲載前に、データベースの情報との照合を行うことで、違法な物件が仲介サイトに掲載されないように指導。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携の上、地方自治体の取締り対策に資するFAQの改訂等、順次必要な対策を実施しているところであるが、地方自治体の皆様におかれても、引き続き違法民泊の取締りの徹底をお願いしたい。
- 効果的な違法民泊対策等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。また、違法民泊取締りの事例を厚生労働省HP中「旅館業のページ」に掲載しているため、適宜ご参照いただきたい。

- 違法民泊をなくすための啓発メッセージ（宿泊者向け、事業者向け）について、外国語訳（16カ国語）も含め作成し、厚生労働省HP中「旅館業のページ」に掲載している。外国人宿泊者等に対する説明等、観光部局とも連携して適宜ご活用いただきたい。

- 民泊制度運営システムの更新のため、都道府県等においては、毎月、旅館業法許可物件を厚生労働省へ報告いただいているところ。今後も同システム更新のため、新規追加・変更・削除があった物件については、毎月15日までに前月末の状況の報告をお願いしたい。

- 東京オリンピックの開催に向け、都道府県等におかれては、引き続き違法民泊取締りの徹底にご協力をお願いしたい。

4 男女の混浴制限年齢の目安の見直しについて

従前の経緯

- 「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知）の別添 2「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添 3「旅館業における衛生等管理要領」（以下、「公衆浴場における衛生等管理要領等」という。）において、男女の混浴制限年齢の目安を「おおむね 10 歳以上の男女を混浴させないこと」としていたところ。
- 「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果[※]や、本改正に係るパブリックコメントの結果等を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（令和 2 年 12 月 10 日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において、公衆浴場における衛生等管理要領等に定める男女の混浴制限年齢の目安を「おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと」に改正した。

※

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201906028A>

都道府県に対する要請

- 改正内容についてご留意いただくとともに、本改正を踏まえ条例等を改正する場合には、地域住民等への影響を考慮し、十分な周知期間を確保していただきたい。

5 旧姓・通称名の併記及び押印廃止について

従前の経緯

- 「女性活躍加速のための重点方針 2016」(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、旧姓の通称としての使用拡大に向けて、政府が必要な取組を進めることとされた。
また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、全ての行政手続きを対象に、原則として押印を不要とし、デジタルで完結できるよう見直しを行うこととする方針が示された。
- これに伴い、
 - ① クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者、理容師及び美容師に係る免許証等の各種様式について、旧姓併記を可能とすること
 - ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)で定める各種様式について、申請者等による押印を廃止すること等を内容とするクリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 196 号)が令和 2 年 12 月 8 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日より施行されること。
- さらに、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が令和 2 年 12 月 25 日、公布・施行され、生活衛生同業組合組合員移動報告書、埋葬状況報告及び火葬状況報告等についても押印が廃止された。

都道府県等に対する要請

- 本改正省令の施行に当たり、遺漏なき対応をお願いしたい。
- また、これまで医薬・生活衛生局生活衛生課からお示しした通知等により定められた申請書等の様式については、省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱っていただきたい。

6 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について

従前の経緯

- 出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）をお示ししているところ。
- 高齢化により、今後も出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれることを踏まえ、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、要領の再周知等を依頼したところ。

都道府県等に対する要請

- 出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し、要領について改めて周知徹底いただきたい。
- 出張理容・出張美容を行う者に対する衛生の確保のための指導等は、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより行われたい。
- 令和2年度第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)において、出張理容・出張美容業務の申請の簡素化が求められていることから、条例や要綱等を制定する際には、許可申請等の事業者に提出を求める書類について改めて精査していただきたい。また、既に制定している自治体におかれては、この趣旨を踏まえ、必要な検討を行っていただきたい。
- 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたい。
- 各自治体の出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況を参考資料として配布しているので、対応を検討する際に参考とされたい。

7 クリーニング師研修等の受講の促進について

従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）に基づき、「3年を超えない期間ごとに」研修等を受けることとされているが、受講率は例年低い水準となっている。
- 「クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について」（令和2年6月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）において、感染拡大防止等を図りつつ、研修等が適切に実施されるよう対応を依頼しているところ。

都道府県に対する要請

- 研修等の受講率を向上させるために、受講勧奨を行う中心的役割を担う都道府県指導センターに対し、クリーニング師に関する名簿情報（登録番号、氏名、住所）等の提供をお願いする。
また、当該情報については、各年度末、若しくは年度当初にご提供いただきたい。
なお、情報提供に関し、個人情報の関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。
- 既に情報提供についてご対応いただいている都道府県におかれては、ご提供いただく名簿情報と実態に乖離が生じている場合もあることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。
- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修の適正な実施をお願いする。
- 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（平成31年2月28日付け薬生衛0228第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、第2型研修及び講習の活用も積極的に進めることを求めているところであり、特に新型コロナウイルス感染症の流行を抑えるため人との接触を減らす工夫が求められていることから、引き続き対応を願いたい。なお、先述のとおり、3年を超えない期間ごとの受講が求められているが、研修等が中止となった場合等のやむを得ない事由がある場合は一定の猶予を与えることとして差し支えない。

8 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について

従前の経緯

- 生産性向上については、政府全体で取り組んでいるところだが、生活衛生関係営業は特に労働生産性が低いとの指摘がなされていることから、厚生労働省において、平成30年度より委託事業として、ガイドライン・マニュアルを使用した生産性向上推進事業を実施してきた。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により生活衛生関係営業者は深刻な経営難に陥っており、営業者の生産性向上は以前にも増して課題となっていることから、令和2年度第3次補正予算において、生産性向上推進事業に係る経費を予算措置したところである。
- 「新しい生活様式」にも適応するよう新たにガイドライン・マニュアルの策定を行うとともに、地域を対象に先端的、戦略的なモデル事業を実施することにより、効果的な経営モデルを都道府県生活衛生営業指導センターに蓄積し、生活衛生関係営業者への支援に繋げる。

都道府県等に対する要請

- 令和3年度にかけて引き続き事業を実施する予定であり、事業実施に当たっては、委託事業者と都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員等で連携して行っていくこととしていることから、ご承知おき頂くとともに、ご協力をよろしく願いたい。

9 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づいて設立された組織であり、生衛組合が自主的に衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上、経営の健全化を図るとともに、生活衛生関係営業の振興の計画的推進等に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進において益々重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成23年度より生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して協力をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、（一社）全国生活衛生同業組合中央会において、平成26年度から毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」として定め、（公財）全国生活衛生営業指導センター、（公財）都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合に関する周知広報や組合活動の活性化のため、様々な取組みを重点的に展開している。

今後の取組

- 推進月間は、来年度が8年目の実施となり、今後も継続して実施していく予定である。推進月間においては、次の5項目を重点活動項目として取り組んでおり、事業内容は随時見直しつつ、推進月間を展開していく予定である。
 - ①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
 - ②生衛組合に関する周知広報の推進
 - ③生衛組合を中心としたネットワークの拡充
 - ④後継者や若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
 - ⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携や対話の推進

都道府県等に対する要請

- 来年度においても、引き続き、生衛組合及び（公財）都道府県生活衛生営業指導センター等が実施する推進月間にて、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者及び生衛組合への情報提供や周知広報等への、ご支援ご協力をお願いする。

10 標準営業約款の変更認可等について

従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的に、(公財)全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を設定することとされており、現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種が設定されている。

今後の取組

- 「生活衛生同業組合活動推進月間」と同様、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」として、制度の普及啓発等を行っており今後も継続していく予定である。また、必要に応じ、標準営業約款の変更等について行う予定である。

都道府県等に対する要請

- 毎年11月を「生活衛生同業協同組合活動推進月間」に定め、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者及び生衛組合への情報提供や周知広報等への、ご支援ご協力を頂いているが、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、同様に「標準営業約款普及登録促進月間」についても、営業者に対する登録促進及び、利用者に対する標準営業約款制度の周知について、改めてご協力をお願いする。

1 1 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 生衛組合が策定する振興計画の基準となる振興指針のうち、令和2年度は、食肉販売業、食鳥肉販売業及び氷雪販売業の3指針の見直し、またそれ以外の9指針の新型コロナウイルス感染症対策に関する記載の追加について、昨年10月～12月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の調査審議が行われた。令和2年3月中に厚生労働省告示が示され、令和2年4月1日から適用予定としている。

今後の取組

- 今年度見直しを行った3指針（食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業）について、3月中旬の告示を経て来年度（令和3年4月1日から）から適用予定としている。
- 今年度新型コロナウイルス感染症対策に関する記載の追加を行った9指針については、現行（改正告示前）の振興指針に基づく振興計画が告示後も有効なものとして取り扱えるよう、経過措置を設けている。
- また、令和3、4年度については、飲食店営業（すし店）、飲食店営業（めん類）、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業、及び社交業）及び喫茶店営業の3指針の振興指針の見直しを行う予定である。

都道府県等に対する要請

- 振興指針見直しの告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生衛組合に対する適切な指導方よろしく願います。

1 2 災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告の協力について

従前の経緯

- 近年、震災や水害等、広域な大規模災害が頻発しており、令和2年度も昨年7月には熊本県を中心とする大規模水害、本年2月には福島県沖地震など様々な災害が発生している。
- 現在、被災自治体に対して災害発生時には、災害に係る被災者等の要援護者への緊急対応について必要に応じて生衛組合との連絡調整の依頼、火葬場や生活衛生関係業者の被害状況の把握及び当課への報告についてお願いをしている。

今後の取組

- 昨年度と同様、災害発生時において、被災自治体への支援のための協力依頼を生活衛生同業組合連合会に行う予定であり、必要に応じて被災自治体との連絡調整を行う。
- また、災害発生時に被災自治体に対し、火葬場や生活衛生関係業者に関する被害状況の把握及び当課への報告をお願いする。

都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と連絡調整し、支援の実施手順や災害救助法適用時の事務手順等の確認をお願いする。
- 災害発生時に被災自治体に対し、火葬場や生活衛生関係業者に関する被害状況の把握及び当課への報告をお願いする。

1.3 建築物衛生について

(1) 新たな外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

従前の経緯

- 平成30年の臨時国会（第197回国会（臨時会））で成立した改正入管法により、平成31年4月から、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みが構築され、ビルクリーニング分野においても、外国人の受入れが始まったところである。
- ビルクリーニング分野においては、制度開始から5年間で、最大37,000人を受け入れることを見込んでいた。昨年は感染症の世界的な拡大の影響により国外試験は実施できなかったが、国内では8～9月及び11～12月の2回にわたり、計7箇所において試験を実施し、約370人が合格した。また、技能実習2号修了者が特定技能1号に在留資格を変更する事例も増えているところである。

今後の取組

- 令和3年度以降も、国内試験及び感染症の影響を考慮しながらではあるが、試験実施環境が整った国において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。
- また、厚生労働省内に設置している「ビルクリーニング分野特定技能協議会」等において、特定技能制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討等について、引き続き協議することとしている。

都道府県等に対する要請

- 受入れ機関の要件として、建築物衛生法に基づく建築物清掃業等の登録を受けていることとしていることから、特定技能外国人を受け入れるために、建築物衛生法に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録について、新たに申請がなされることもありうるので、その際には、建築物衛生法に基づく適切な審査方よろしく願います。
- 新たな外国人材受入れに係る問い合わせがなされた場合には、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局）を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課などをお問い合わせ先として御案内いただきたい。

- ビルクリーニング分野における特定技能制度の説明等を希望される場合は、厚生労働省から講師を派遣することも可能であることから、別途御相談いただきたい。

(2) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

従前の経緯

- 令和元年6月に品確法が改正され、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定されたこと等を踏まえ、ガイドラインの見直しを行い、改めて各都道府県に通知したところ（令和3年1月18日付け生食発0118第4号「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について）。

今後の取組

- 今後、厚生労働省では、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会との共催により、本改正ガイドラインに係る講習会を定期的を開催することとしている。

都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、発注者（建築物衛生法に規定される特定建築物を含む公共建築物の維持管理権原者）として、このガイドラインに留意いただくことでダンピング受注の排除等に取り組んでいただき、ビルメンテナンス業務の品質の向上（建築物の環境衛生の向上）につなげていただきたいと考えており、引き続き、御協力を御願います。
- ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務に関する調査について、実施時期、調査項目等については、改めてご連絡する予定であるので、御協力をお願いします。
- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署並びに国の地方支分部局、特殊法人等の地方事務所、管内の市町村等から、本ガイドラインに基づく取組の実施に当たり、仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等の場面で、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることもあると考えるところ、適切に御助言いただくなどにより協力していただきたい。
- 上記の講習会については、ビルメンテナンス業務の発注関係事務に携わる方の積極的な受講をお願いします。

(3) 建築物衛生管理に関する検討会について

従前の経緯

- 平成 29 年度から令和元年度まで、特定建築物に関する厚生労働科学研究を実施しており、その報告書が取りまとまったところ。
- 規制改革ホットラインに「ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきである。」という要望が提出された。

今後の取組

建築物がより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関する ICT が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が策定されている状況を踏まえ、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行う。

都道府県等に対する要請

- 本検討に必要な情報等を収集するため、建築物環境衛生管理技術者に関する調査等を実施する予定であるので、御協力をお願いします。

1.4 火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務の円滑な執行について

従前の経緯

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、行旅病人及行旅死亡人取扱法の担当課と連携し、実態等を調査したところ。
- また、同対応方針に示された「地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策」については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、「相続人調査等のための留意事項等について整理した手引きを作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」とされたところ。

今後の取組

- 今後、行旅病人及行旅死亡人取扱法の担当課と連携し、本年度中に、自治体における事務の円滑化に資する観点から、身寄りのない方が亡くなられた場合の対応や、相続財産管理制度・弁済供託制度の活用に関する手引きを作成する予定である。

都道府県等に対する要請

- 各自治体においては、今後発出予定の手引きについて当該事務が発生した際の参考にしていただきたい。

15 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインについて

従前の経緯

- 「新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））において、「政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う」とされたことなどを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日（第1版）厚生労働省、経済産業省）を作成したところ。

都道府県等に対する要請

- 各自治体においては、適切な感染防止策を講じた上で、尊厳を持ったお別れ、火葬等が行われるよう、管内の火葬場等に対し、本ガイドラインに示された遺体の感染性に関する基本的な考え方、個別の場面ごとの感染管理上の留意点等を周知していただきたい。